

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

佐賀厚生年金 事案 973 (事案 308 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から同年11月1日まで

昭和27年1月にA社を退職後、すぐにB社に入社し、販売業務に従事した。B社在籍中にC事業所の試験を受け、同年27年7月から入社予定であったが、その直前に入院していたこともあり、身体検査で一時採用見送りとなされ、同年9月から試用員として入社し、同年11月に本採用となった。C事業所の試用員期間中は、B社で勤務しており、給与も同社から支給されていた。また、C事業所入社前に入院したときは、B社の健康保険により治療を受けていたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

間違いなく勤務していたので、もう一度、よく確認し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、B社では、当時、社員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録が無く、整理番号に欠番は無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間においてB社で勤務し、同社在籍中、入院した際に同社に係る健康保険の給付を受けたと主張するが、今回新たに、申立期間及びその直前1年(昭和26年1月から27年10月まで)の間に、B社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚106人のうち所在が確認できた38人に照会したところ、回答を得られた17人のうち16人は、申立人のことを覚えておらず、残りの1人は申立人の氏名は覚えているものの申立人の勤務期間及び勤務内容については不明と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態に

ついて供述を得ることができない。

また、上記のうち高校卒業（昭和26年3月）後すぐにB社に正社員として入社したと供述している同僚二人の同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録によると昭和27年4月20日であることが確認でき、同氏らの生年月日からみて入社後1年程経過した時期に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人がB社在籍中に入院していたとする病院には、申立人が入院していたことを示す資料は保管されておらず、申立人が申立期間中に入院した際、B社に係る健康保険被保険者証を使用したことを確認することができない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和26年4月1日にA社に係る被保険者資格を取得し、27年1月7日に同資格を喪失していることが確認できるが、これ以外に厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の記録は無い。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 1 日から同年 8 月 2 日まで
A 事業所に正社員として平成 12 年 5 月末か 6 月初めごろから 16 年 2 月 29 日まで勤務した。

A 事業所における私の厚生年金保険の加入期間は、当初、平成 12 年 8 月 2 日から 16 年 2 月 28 日までとなっていたが、私が所持していた同年 2 月の給与明細書が根拠となって、厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 1 日に訂正された。

申立期間についても勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が平成 12 年 6 月 7 日から 16 年 2 月 29 日までの期間において A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、「採用後すぐに辞める者も多かったため、通常、採用後 3 か月の試用期間を設けており、試用期間終了後に雇用保険及び社会保険に加入させていた。試用期間中は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。なお、労働保険（労災保険及び雇用保険）の手続きについては、労働保険事務処理する認可を受けている労働保険事務組合に委託していた。」と供述している。

また、雇用保険の記録によると、申立人の A 事業所における雇用保険被保険者資格取得日は、当初、「平成 12 年 8 月 2 日」と記録されていたものが、平成 12 年 8 月 7 日付けで「平成 12 年 6 月 7 日」に訂正されており、訂正前の雇用保険資格取得日（12 年 8 月 2 日）と厚生年金保険被保険者資格取得日とが同日であったことが確認できる。

さらに、供述の得られた同僚3人(申立人が記憶する同僚2人を含む。)は、A事業所における申立人の勤務状況等を記憶しておらず、また、同事業所における試用期間中の厚生年金保険の加入に係る取扱い等についても具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、A事業所は、既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は残っていない上、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 20 日から 33 年 6 月 16 日まで
昭和 32 年 6 月に A 社を退社した後、すぐに B 社に勤務したが、社会保険庁（当時）の記録では、同社に係る厚生年金保険の加入日が 33 年 6 月 16 日とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する社員旅行の写真（写真の裏面には「昭和 32 年 9 月 27 日」と書かれている。）には、申立人と B 社の同僚が写っており、当該同僚は、「社員旅行で C（写真の場所）へ行った。」と供述している上、改製原戸籍によると、申立人は、昭和 32 年 8 月 15 日から 33 年 11 月 4 日までの間、住所を D 市から E 市に移していることが確認でき、当該期間は、申立人が主張する同社の在籍期間とほぼ一致することから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、社員旅行の写真に写っている同僚のうち二人は、申立人と同じく昭和 33 年 6 月 16 日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうちの一人は「私は、32 年後半に同社に入社したが、入社後数か月間は、臨時雇い扱いだったのだろう。」と供述している。

また、申立人と同じく昭和 33 年 6 月 16 日付けで B 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は 47 人おり、このうち所在が確認できた 9 人に対し同社への入社時期について照会したところ、回答が得られた 8 人のうち 5 人は、自らが同年 6 月 16 日より前に同社に入社したと回答している。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 33 年 6 月 16 日付けで 48 人（申立人を含む。）、同年 10 月 1 日付けで 1 人、同

年12月16日付けで18人、34年7月16日付けで18人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、B社は、厚生年金保険の加入手続について、社員各人の入社後直ちに行っていたわけではなく、まとめて行っていたことが考えられる。

加えて、B社は、既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は残っていない上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。